

熊本県 P T A 共済 について

令和 3 年度

一般財団法人
熊本県 P T A 教育振興財団



熊本県 P T A 共済とは

- ▶ 熊本県 P T A 教育振興財団の事業である共済制度です。
 - ▶ 熊本県下の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校における P T A 活動を始めとする教育活動で発生した事故の被災者を対象とします。
 - ▶ それぞれの学校のP T A が共済契約者となり、P T A で加入者（学校の児童生徒等、P T A 会員、部活動の指導者など）を募ります。加入者が共済の対象となります。
- ＊熊本県 P T A 教育振興財団では、学校への A E D や非接触型体温計の配置や、子ども見守り事業への支援なども行っています。

共済制度の内容は

- ▶ **P 災コース**（P T A 災害見舞金安全会を継承）
児童生徒等、部活動等の指導者 向け
- ▶ **安互コース**（熊本県 P T A 連合会安全互助会を継承）
P T A 会員、P T A 活動の支援者・指導者 向け
- ▶ 共済期間：1 年間（4 月 1 日～3 月 3 1 日）
- ▶ 共済掛金：年額一括払い（原則）
- ▶ 給付の対象：P T A 活動、学校管理下の教育活動の一部、P T A 会長承認行事、活動への往復中など

P T A 共済に加入できるのは・・・

P 災コース

児童・生徒 等
部活動の指導者

P T A 教職員会員
外部指導者
プール指導者

安互コース

P T A 会員
(保護者、教職員)
P T A 準会員等

P T A 活動指導者
P T A 活動支援者
(保護者の代理)

共済掛金と給付共済金の額

	加入者	共済掛金 (年額)	死亡共済金 障害共済金	負傷共済金
P 災 コース	小・中学校等の児童生徒	5 0 0 円	最高 3 0 0 0 万円	最高 1 0 0 万円
	高校・高専等の生徒・学生	8 0 0 円	最高 3 0 0 0 万円	最高 1 0 0 万円
	部活動等の指導者 (P T A 教職員会員指導者) (校長委嘱の外部指導者) (P T A プール指導者)	5 0 0 円	最高 3 0 0 0 万円	最高 1 0 0 万円
安互 コース	P T A 保護者会員 (1 家庭)	1 5 0 円	最高 5 0 0 万円	最高 3 0 万円
	P T A 教職員会員・準会員 (1 名)	1 5 0 円	最高 5 0 0 万円	最高 3 0 万円
	P T A 活動指導者・支援者 (1 名)	1 5 0 円	最高 5 0 0 万円	最高 3 0 万円

加入者はどのくらい？（令和2年度1月現在）

P 災コース			安互コース		
種別	加入数	割合	種別	加入数	割合
小学校	93,478	96.3%	小学校・中学校保護者	107,113	98.7%
中学校	47,638	98.7%	公立高校	28,061	99.8%
高校・高専	45,260	96.7%	私立中学・高校	12,454	93.9%
支援学校	2,133	98.2%	支援学校	2,032	99.6%
部活動等の指導者	10,352	—	高専・附中	0	0 %
計	198,861	97.0%	準会員・他	9,118	—

給付の対象となるのは？

▶ 児童・生徒等：

P T A 活動に参加中の事故・急性の疾病、学校管理下での事故・急性の疾病のうち障害が残るもの・死亡に至ったもの
交通事故、歯科保険外治療が必要なもの

▶ 部活動等の指導者：

P T A 活動に参加中の事故・急性の疾病、部活動等に関する教育活動中の事故、

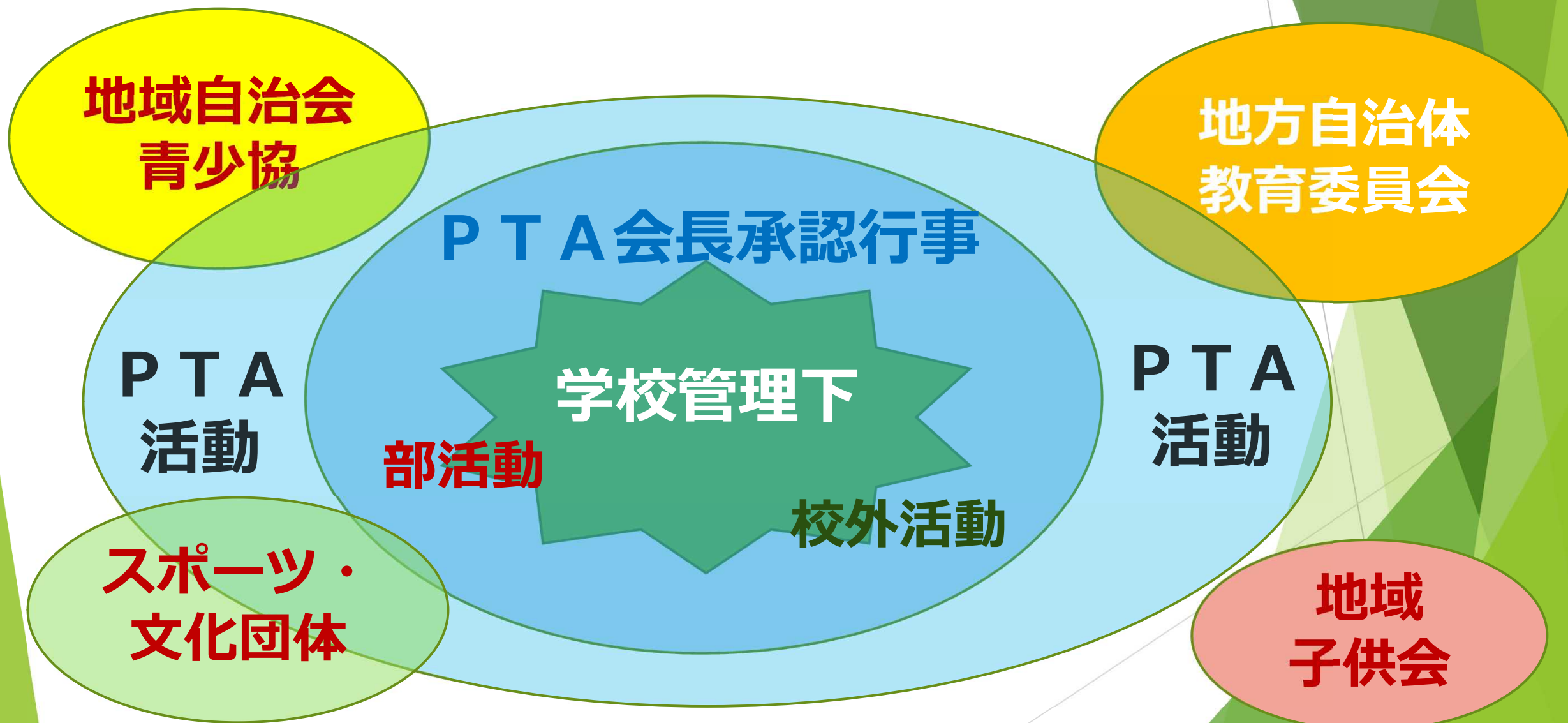
▶ P T A 会員（保護者、教職員、準会員）、活動支援者・指導者：

P T A 活動・P T A 会長承認行事参加中の事故・急性の疾病、

＊保護者の場合は学校行事参加中のものを含む

＊いずれも活動に参加するための往復中を含む

P T A 共済の対象となる活動の範囲



P T A 活動の範囲

- ◆ いずれも P T A 会長が責任者 となります。

- * P T A 会長は、すべての責任者となって対応します。

- (年間計画、会長名の案内・企画・実施要項等の文書)

- ◆ **主催**： P T A が企画運営するもので、指導者や支援者以外は、P T A 会員とその学校の児童生徒等、P T A で認めた者のみが参加者となります。

- ◆ **共催**： 他団体と共同で企画運営するもので、活動の企画・準備・運営・安全配慮のすべてに、P T A 内の担当者が必ず参加し、費用負担もするもので、参加者は、P T A 会員や児童生徒等に限りません。

- * P T A 会長名で、P T A 内への案内を必ず出します。

- * 主催・共催にかかわらず、本共済への加入者以外は給付の対象とはなりません。

P T A 会長承認行事とは・・・

- ▶ P T A の所属学校における教育活動で、学校管理下あるいは P T A 活動に含まれないものであっても、予め「**P T A 会長承認行事**」として認められている場合は、P T A 活動に準じて、P T A 共済の給付対象となります。
- ▶ 部活動における活動や校外学習などで、休日に行われるもの、学校管理下とならないもの等が、対象となります。
- ▶ 必ず、予め**P T A 会長に申請**し、会長が「教育活動として適切である」ことの**承認を受けます**。（文書による承認の記録）
- * 部活動の練習試合、合宿、県外での練習、歓迎会・送別会 など
- * 学級や学年などでの校外での活動、学校や P T A を代表する活動など

例えば・・・

〇〇小学校PTA会員の皆様

〇〇小学校PTA会長

共済 入郎

地域清掃について（ご案内）

・・・・・・・・・・・・・・・・

下記の要領で校区の皆さんとともに地域清掃を実施いたしますので、
PTA会員の皆さん、児童の皆さんのご参加をお願いいたします。

記

- 1) 主催： 〇〇校区自治会、校区青少協、〇〇小学校PTA
- 2) 日時： 令和3年7月18日（日） 午前8時～午前10時
- 3) 場所： 〇〇小学校運動場に集合（午前7時45分までに）
〇〇校区内の4つの公園に分散（当日地区ごとに指示）
〇〇小学校運動場に再集合（午前10時までに）
＊公園で回収したごみ等も小学校に集めます。
- 4) 持参するもの： 運動のできる服装、運動靴、帽子、飲み物、軍手、ごみ袋
- 5) 雨天時の開催についての連絡は、当日午前6時30分にメール配信します。

P T A 保護者会員の給付範囲について

◆ P T A 活動への参加・往復中

学級活動、学年活動、全体活動、役員・委員活動、
総会、役員会、委員会、学級会、学年会、打ち合わせ会、
P T A 代表としての活動（学校、地域 など）
市町村 P T A 団体の活動、県・九州・日本 P T A 団体の活動
（関連する準備、練習なども事前計画されたものは含む）

◆ 学校行事への出席・往復中

入学式、卒業式、授業参観、学級懇談、講演会、運動会、
進路相談会、部活動支援（校長・P T A 会長承認のもの）

◆ P T A 会長承認行事への参加・往復中

P T A 主催でない行事・試合への、部や学級など団体での
参加、部活動等の支援（学校管理下・P T A 会長承認）

教職員の加入について

- ◆ **学校管理下の部活動がある場合：** P 災コースへの加入ができます。
 - * P T A 会員であることが条件になります。
 - * 臨時採用、非常勤の教職員も、P T A 会員であれば加入できます。
 - * 学生教育実習生の部活動・P T A 活動への参加については、外部指導者として校長の承認、P T A 活動支援者として P T A 会長の承認があれば、それぞれのコースへの加入は可能です。
(学生保険の対象となる場合があるので確認のこと)
- ◆ **学校管理下の部活動がない場合：** 安互コースへの加入ができます。
 - * P T A 会員であることが条件となります。
 - * 部活動の指導等が公務災害となる場合は共済金の給付はありません。

P T A活動の指導者・支援者について

◆ **安互コース**に加入ができます。（掛金：年額150円）

* **P T A研修会・講演会の指導者、活動の支援者**

当該P T Aの当該活動に関わる場合に限って共済金給付の対象となります。

例：防犯パトロールに参加の地域の方々、研修会の講師など

* **P T A準会員、教職員P T A会員**

共済期間中のP T A活動への参加が共済金給付の対象となります。

* **P T A活動の支援や指導が公務災害、労働災害の対象となる場合**

給付の対象となりません。（加入不要）

◆ 加入には、予め**加入者の名簿の提出**が必要です。

児童生徒等の被災について

スポーツ振興センター

熊本県PTA共済

学校生活

学校管理下の

(部活動練習)

(対外試合)

(学校にいるとき)

での負傷

(交通事故以外

の往復中)

PTA活動

学校管理外教育活動

PTA学級活動

PTA学年活動

などでの負傷

* 歯科負傷 (保険外治療)

* 交通事故含む往復中

会長承認行事

死 亡
障 害

学校管理下の事故等も P T A 共済へ

□ 死亡（児童生徒等の事故死、突然死）、障害

P T A 共済からも、重ねて規定の共済金が給付されます。

□ 交通事故：活動中・往復中

P T A 共済から、規定の交通事故共済金（死亡、後遺障害、負傷）が給付されます。

□ 歯科負傷（児童生徒等）

保険外治療が必要な場合、P T A 共済から歯科特別共済金が給付されます。（限度内の額。保険内治療分およびスポーツ振興センターからの給付がある場合は、給付されません。）

□ 部活動の応援、支援（学校管理下の試合参加）

当該学校の児童生徒等、指導者、保護者等は給付対象となります。



活動中の急性の疾病とは？

活動への参加・活動中の事故が原因となって

活動中に初めて発生した急性の疾病

- * 活動中に急に症状が発生したものであること
- * 遅くとも活動の翌日までに医療機関を受診し、
診察・検査・治療・処置などを受けたものであること

<例> 衝撃による脳震盪、ピストルの音などによる耳の疾病、水泳による急性中耳炎、ガス中毒、熱中症（日射病）、誤嚥、誤飲、虫などの迷入による疾病、接触皮膚炎、昆虫や動物による咬傷や虫刺症、靴擦れ、マメ、凍瘡、熱傷（やけど）、日光皮膚炎（日焼け、雪焼け）、急激な衝撃（転倒、打撲、殴打など）による疾病、精神的な衝撃による脳貧血・自律神経失調などの疾病、PTSD、突然死（運動中、その他）